

## 高齢者の権利擁護のための研修プログラムの活用方法について

### 1 研修プログラムの概要

- この研修プログラムは、平成21年3月に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」（以下「手引き」）の内容をパワーポイントを利用して、学ぶことができる教材です。
- 施設・事業所の管理者やリーダーとなる職員等が中心となり、また講師役となり、自施設・事業所の職員を対象として講義やグループワークを行います。
- パワーポイントの内容は、「スタッフ向け」と「リーダー・管理者向け」に分かれており、全部で7つのプログラムから、施設・事業所の実情に応じて、研修時間、研修内容を考慮し実施してください。
- 各パワーポイントのノートの部分に、講師が受講者に説明する読み原稿や留意点を記載していますので、講師役となる職員が、その内容を読むことで、一定の効果が得られるようになっています。

### 2 研修プログラムの内容

	区分	題目	内容	時間	
スタッフ向け	研修1	養介護施設従事者等による高齢者虐待とは	高齢者虐待防止法等についての基本的な知識について	30分	
	研修2	神奈川県の高齢者虐待の捉え方	高齢者・家族の思いが基本となる、高齢者虐待や不適切なケアについて	30分	
	研修3	高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには（未然防止）	高齢者虐待や不適切なケアを未然に防止するために、施設・事業所において取り組むべき課題について	30分	
	研修4	高齢者虐待や不適切なケアが起きてしまった時は（事後対応）	事後対応として、施設・事業所で行わなければならない対応について	30分	
	研修5	自己点検シートを用いたグループワーク	職員自身が日ごろのケアについて振り返り、グループでの話し合いを通して考えを深める	60分	
管理者向け	リーダー・	研修6	高齢者の権利擁護のための研修プログラム ～リーダー・管理者向け～	養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために、リーダーや管理者が持つておくべき基本的な知識について	90分
共通	概要版	高齢者の権利擁護のための研修プログラム 概要版	研修1から研修4の概要版	60分	

### 3 研修の実施方法

#### (1) 研修実施方法等の検討

研修委員会等の委員会、または、管理者やリーダーとなる職員が中心となり研修内容、受講対象者、講師役となる職員を、別添1「研修企画書」を参考に検討し、決定します。

#### (2) 受講対象者への周知

受講対象者に対し、研修日程、内容等を周知し、参加を依頼します。

受講対象者が参加しやすいよう、勤務調整などの配慮をすることが望ましいです。

### (3) 事前準備

研修資料（パワーポイントや、県のホームページにある手引き）の印刷、参加者名簿、パソコン等、必要なものを準備します。

参考：手引き掲載ホームページ URL (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>)

研修の会場となる部屋のレイアウトも、スムーズに講義を進行しやすいように配慮し、準備します。

### (4) 講師準備

当日の進行や内容を、事前に確認しておきます。

パワーポイントの読み原稿をそのまま読むことで、講義を進行することは可能ですが、あらかじめ声に出して、原稿を読むなどして、想定された時間に終わるかどうかを確認するとともに、削除や追加して話をする内容などを検討しておきます。

### (5) 研修の実施

研修の受講対象者の人数により変わりますが、講師だけでは、対応が困難な場合があります。研修全体をスムーズに行うために、他の職員が支援をするようにしてください。また、研修当日の参加者を、名簿により確認し、欠席した職員に対しては、次年度研修を行う際には、優先して受講してもらうなどの配慮が必要です。

## 4 標準プログラム

### (1) スタッフ向け

#### ① 対象

養介護施設の介護職員等（介護職員のみを対象としているものではありません。）

#### ② 時間

・30分程度の各講義（研修1～研修4及び概要版）を、研修時間に合わせ選び、実施してください。

・グループワーク（研修5）は、1時間程度を想定しています。

※グループワークの実施方法については、別添2「自己点検シートを用いたグループワーク（研修5）」の基本的な実施方法を参照。

例)

○1日間で実施 半日 120分：講義(概要版) + グループワーク(研修5)

○3日間で実施 1日目 60分：講義(研修1～2)

2日目 60分：講義(研修3～4)

3日目 60分：グループワーク(研修5)

#### ③ 留意点

・標準プログラムの内容以外に、自施設・事業所の理念や虐待防止、身体拘束廃止等のマニュアル説明等を盛り込むことで、それぞれの施設・事業所にあった研修効果が期待できる。

・また参考として、県のホームページに掲載している県内高齢者虐待の状況について、併せて説明することで、受講者の現状に対する理解を促すことが期待できる。

・グループワークは、「研修2」及び「研修3」または「概要版」の講義の終了を前提とする。

## (2) リーダー・管理者向け

### ① 対象

養介護施設等の主任、管理者、責任者等

### ② 時間

講義形式 90 分程度（研修 6）

### ③ 留意点

- ・「手引き」P53～P54 に掲載されている管理者用のチェックリストを全員で行うなど、施設全体として、権利擁護の共通認識を持つ工夫を行う。
- ・虐待の通報は義務であり、通報や相談を行った職員が不利益な取扱いがされないように、意思統一を図る。
- ・高齢者虐待の内容や「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の高齢者・家族が感じていることの部分は、施設・事業所で実際にあった、苦情や不適切なケアの事例を交えて説明を行う。
- ・身体拘束は、やむを得ない理由があれば認められるのではなく、原則禁止ということ伝え、現在、施設・事業所で身体拘束が行われているのであれば、廃止していく方向で、施設・事業所全体で考えていくという意識の統一も図る。
- ・「手引き」を具体的に活用している事例があれば、その内容を含めて説明を行う。
- ・高齢者虐待発生後の対応は、具体的に本人・家族から相談があったり、虐待を発見した際の対応が、施設・事業所内で決まっている場合は、その内容も含めて説明する。

## 5 備考

### (1) 研修プログラムの虐待等の捉え方

この研修プログラムは、県が作成した手引きをもとに作成しています。そのため、国の虐待に対する捉え方や、市町村の指導の考え方よりも、大きく虐待や不適切なケアを捉えていることもあるかも知れません。それは、高齢者や家族のアンケートの回答を基準としているためです。特に不適切なケアという考え方は、虐待防止法の中には出てきませんが、高齢者や家族の思いについて配慮していただければと思います。

### (2) 研修プログラムの活用について

研修プログラムにある各ファイルの配布や改変等について、県に許可を取っていただく必要はありませんが、配布の際には、「神奈川県作成」と記載してください。

## 【引用文献】

- 1 厚生労働省老健局（2006）『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について平成 18 年 3 月』
- 2 認知症介護研究・研修センター（2007）『平成 18 年度施設事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業』平成 18 年度厚生労働省：老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）事業
- 3 認知症介護研究・研修仙台センター（2008）『高齢者虐待を考える養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集』
- 4 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」（2001）『身体拘束ゼロへの手引き』



## 「自己点検シートを用いたグループワーク（研修5）」の基本的な実施方法

グループワークは、受講者が受け身となる講義と違い、受講者が自ら考えることで効果的な研修とすることができます。

このグループワークでは、本研修プログラムの講義内容を受けて、「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き（以下「手引き」）」を参考に、高齢者・家族が不快に感じるケアについて、各職員が自分のケアを振り返ることができるように作成しています。

しかし、各職員の考え方や高齢者・家族に対する思いは違いますので、このグループワークが、施設・事業所全体での権利擁護に関する取組みのすべてではありません。この研修・グループワークを取組みのきっかけとしていただければと思います。

### 1 グループワークの実施方法の検討

研修の企画書（別添1）を作成し、研修の実施方法などを検討・整理します。

#### (1) 研修全体の流れ

- ・講義・グループワーク等、全体のプログラムを決定します。
- ・グループワークは、他の講義が終了していることにより、効果が高くなります。
- ・研修全体の流れの決定に伴い、グループワークの時間が決まりますが、グループワークの内容は、1時間以上として作成しています。短い時間では検討が深まりませんので、1時間から1時間半程度で、時間を設定してください。

#### (2) グループワークの講師

- ・グループワークの講師は、受講者からの具体的な質問に対応する必要があるため、他の講義と同様、具体的な事例や、施設・事業所内のケアの状況を理解している職員が行ってください。
- ・講師は、「手引き」の第2章及び第3章について、事前に読んでいただき、ある程度内容を理解したうえで、グループワークを行ってください。

#### (3) グループの人数

- ・事前にグループワークを行うグループの人数を決めておきます。
- ・グループワークで、検討を行うグループの人数は、施設・事業所の規模にもよりますが、1グループ5、6人程度が望ましいです。

#### (4) グループのメンバー

- ・グループのメンバーは、ケアの経験年数、施設・事業所での所属年数を考慮し、新任職員からベテラン職員までが、一つのグループに均等に配置されるようにします。
- ・意見を取りまとめる場合に、特定の職員の意見だけが、反映されることがないように配慮することも必要です。

## 2 事前準備

### (1) 名簿の作成

- ・ 1 (4)をもとに、当日のグループワークの名簿を作成しておきます。
- ・ 名簿は、研修当日に、研修開始時に、受講者に発表し、それぞれのグループの席に座ってもらうように配慮します。

### (2) 必要物品の準備

- ・ 別添3の自己点検シート（A4・両面）は、研修受講者の人数分コピーしておき、当日に配布します。
- ・ グループでの検討内容を記録する、別添4の記録用紙（A3・片面）は各グループに1枚、配布するようにコピーしておきます。

### (3) 会場の準備

- ・ 研修の時間にもよりますが、最初からグループで席に座れるような体制など、準備しておきます。

## 3 役割分担

### (1) 研修の講師・司会

- ・ 研修当日の講師と、グループワーク全体の進行役となります。

### (2) ファシリテーター

- ・ 各グループに、管理者や寮長等のリーダーとなる職員を、可能であれば、配置します。
- ・ ファシリテーターは、司会やワークを行う受講生とは違い、全員の話を聴きながら、グループでの話し合いが、研修の趣旨とは違った内容になってしまった場合に助言し、方向を修正する役割や、話し合いが行き詰まった場合の助言などを行います。なお、ファシリテーターが、話し合いの結論を誘導したり、率先して発言をすることは適切ではありません。
- ・ 事前に、研修内容を理解するとともに、ファシリテーターの役割を、全員で確認しておく必要があります。

## 4 グループワークの進め方

基本的には、スライドを用いて、講師が進行をします。

### (1) 自己点検シートの記入

- ・ 現時点での職員の考えを、記入してもらいます。

### (2) 各自の自己点検シートの回答について話し合い

- ・ 自己点検シート全体を話し合うことは、時間の都合でできませんので、「不適切なケアがある?」、「このケアは不適切?」という内容にポイントを絞って、話し合いをしてもらいます。
- ・ ファシリテーターがグループを見ることができれば、各グループの話し合いの流れを確認することができますが、いない場合は、講師が各グループの流れを確認してください。

(3) グループから発表

- ・ 2分程度で「このケアは不適切？」の内容について、各グループでの話し合いを発表してもらいます。
- ・ 各グループに発表してもらった内容は、どのような内容であっても、講師が批判するものではないので、もし、趣旨と違う結果があった場合は、話し合いの結果をメモしておき、(4)の解説の部分で、話し合いの結果と対比して、説明をします。

(4) 話し合った自己点検シートの項目の解説

- ・ 「手引き」にある県の考えとして解説を行いますが、施設・事業所として、高齢者の権利擁護についてどのように考えるかということについても、可能であれば説明をします。
- ・ 次の例のような話し合いの内容については、「手引き」の内容を参考に、なぜそのような話し合いになってしまったのかについて、グループに聴きながら、高齢者・家族の思いを汲み取ってもらうように助言をしてください。

例)

- ①虐待や不適切なケアが発生してしまうのは、仕方がないことである。  
→高齢者・家族が不快な思いをしているということを忘れないようにして、なぜ、発生してしまうかということを継続して考えてください。
- ②他の職員が虐待や不適切なケアを行っていても、対応できないことは仕方がないことである。  
→職員の経験年数や職員の資質によって、対応がおかしいと感じていても、直接話ができないこともあるかもしれませんが、高齢者・家族が不快に思っているのであれば、他の職員やリーダー等に相談するなどして対応をするようにします。
- ③管理者が対応してくれないから、虐待や不適切なケアが発生してしまっている。  
→管理者が中心となって対応することは、もちろんですが、虐待や不適切なケアの発生原因は、それだけではないので、施設の職員全員で、対応を検討していきます。

## 自己点検シート(チェックリスト)

## スタッフ用

1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	はい	いいえ
2	虐待は違法行為であり、許されないことである	はい	いいえ
3	虐待を発見した時には通報義務がある	はい	いいえ
4	虐待の通報先を知っている	はい	いいえ
5	安全のために行う身体拘束は虐待にあたらない	はい	いいえ
6	向精神薬などで強く精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる	はい	いいえ
7	利用者に必要なケアを行わないのは、放任であり虐待である	はい	いいえ
8	言葉の暴力は心理的虐待である	はい	いいえ
9	陰部を不必要に露出させたり、卑猥なことを言うのは性的虐待である	はい	いいえ
10	利用者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる	はい	いいえ
11	介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい	はい	いいえ
12	虐待防止についての施設としての取組みがある	はい	いいえ
13	ケアの質の向上に向けた施設としての取組みがある	はい	いいえ
14	施設内外の研修に参加している	はい	いいえ
15	職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組みがある	はい	いいえ
16	自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じることもある	はい	いいえ
17	自分が働く施設では虐待はないと思う	はい	いいえ
18	虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う	はい	いいえ



19	感じた疑問を同僚や上司と話し合える状況である	はい	いいえ
20	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない状況がある	はい	いいえ
21	利用者の行動を強制的に制止しなければならない場合がある	はい	いいえ
22	ナースコールが頻繁な場合にナースコールを抜いたり止めたりすることがある	はい	いいえ
23	トイレで対応できると思われる利用者におむつ対応をすることがある	はい	いいえ
24	他の職員が見ていない状況だと、利用者への対応がそんざいになることがある	はい	いいえ
25	粉薬をご飯に混ぜることがある	はい	いいえ
26	女性利用者の入浴や排泄介助を男性職員が行うことがある	はい	いいえ
27	子どもに対してするような対応や言葉かけがある	はい	いいえ
28	声かけをせずにズボンを下げたりシャワーをかけたりすることがある	はい	いいえ
29	性的な冗談や身体について話題にすることがある	はい	いいえ
30	他者に見える状態で排泄や入浴の介助をすることがある	はい	いいえ

## グループワーク記録用紙

グループ番号	グループ	グループ職員名	ファシリテーター ( )
<p>グループ職員報告「不適切なケアがある？」 ※職員名を記載せず、虐待や不適切なケアがあるか、他の職員のケアに疑問があるかどうかについてメモしてください。</p>			
<p>グループ話し合い「このケアは不適切？」 ※職員名を記載せず、「どのような対応が不適切なケアであるのか」、「過去にはどうであったのか」などについて、各自の発表を記載するとともに、グループでの話し合いの経過とその話し合いの結果を記載してください。</p>			
<p>話し合いの結果</p>			